

記入例

受付印

特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

桜川市長 様

平成27年7月15日

(特別徴収義務者)

住所(所在地) 桜川市羽田〇〇番地

氏名(名称) さくらがわ 株式会社

印

申請日(7月15日)の翌月なので8月と記入します。

桜川市税条例第46条の3の規定により特別徴収税額の納期の特例について承認方申請します。

特例の適用を受けようとする特別徴収税額 平成27年8月以後の支払にかかる給与所得、退職所得に対する特別徴収税額

区分	給与の支払を受ける者		臨時に雇っている者	
	人数①	給与の金額	人数②	給与の金額
H27年1月	6人	1,500,000円	0人	0円
H27年2月	6人	1,500,000円	3人	300,000円
H27年3月	6人	1,500,000円	3人	300,000円
H27年4月	6人	1,500,000円	3人	300,000円
H27年5月	6人	1,500,000円	0人	0円
H27年6月	6人	1,500,000円	0人	0円

人数①+人数②が9名を超えると該当になりません。

※事業所を開設した直後の申請の場合、記入の必要はありません。

1 現に 税の滞納があり又最近において著しい納入の遅延の事実がある場合において、それが止むを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細

該当はありません。

市県民税の特別徴収や法人市民税に滞納がある場合は該当になりません。

2 申請の日前1年以内に納期の特例について、その承認の取り消されたことがある場合はその年月日等

該当はありません。

納期の特例を初めて申請する場合は記入の必要はありません。

【納期の特例とは】

通常、毎月の給与から特別徴収(天引き)した市県民税については、天引きした月の翌月10日までに金融機関で納入いただきます。

- 納期の特例を申請すると、納入回数が下記のとおり2回にすることができます。
- ・6月分から11月分の各期間に給与から天引きした市県民税⇒12月10日までに納入
 - ・12月分から翌年6月分の各期間に給与から天引きした市県民税⇒6月10日までに納入

【納期の特例の開始月】

納期の開始時期は申請の翌月分からになります。
 (例) 7月申請の場合 ⇒ 6月分・7月分は通常どおり、各月の翌月10日までに納入
 8月～11月分まで(4か月分)をまとめて12月10日までに納入
 12月分～5月分までを(6か月分)をまとめて6月10日までに納入

【納期の特例を受けることができる事業所の条件】

給与等の支払いを受ける者が、常時10名未満であること
 (※給与の支払いを受ける者が非課税者や臨時雇用等も含む。)

お問合せ及び提出先
 〒309-1293 桜川市羽田1023
 桜川市役所 税務課 市民税グループ
 (代表) 0296-58-5111 内線(1121・1122)